

令和7年度 学校安全研究協議会

～ 学校における安全教育及び安全主任の役割 ～

オンデマンド形式

群馬県教育委員会健康体育課

本協議会 指示伝達内容

1. 事前の計画と知識
2. 実際の現場での対応

1. 事前の計画と知識

学校保健安全法に基づく学校安全の取組

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)平成21年4月1日施行

第1章 総則

第3条 (国及び地方公共団体の責務)

○国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずる。

→「**第3 学校安全の推進に関する計画**」(令和4年3月25日閣議決定)

5年間(R4~R8)学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明示

第3章 学校安全

第26条 (学校安全に関する学校の設置者の責務)

○学校の設置者は、設置する学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第27条 (学校安全計画の策定等)

○各学校は、学校の施設設備の安全点検や通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修等について盛り込んだ学校安全計画を策定し、職員の共通理解の下で、計画に基づく取組を進める。

第28条 (学校環境の安全の確保)

○校長は、当該学校の施設又は整備について、児童生徒等の安全確保を図る上で支障となる事項があれば、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる。

第29条 (危険等発生時対処要領の作成等)

○各学校は、学校独自の危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成するとともに、校長は、教職員に周知し、危険等発生時に備えた訓練を実施する。

第30条 (地域の関係機関等との連携)

○各学校は、児童生徒等の安全確保を図るため、**保護者との連携**を図るとともに**地域社会(警察署その他の関係機関、地域の安全活動を行う団体等)**との連携・協力を図る。

学校安全の意義

■三段階の危機管理に対応した安全管理と安全教育

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

事前の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切にかつ迅速に対処し、
被害を最小限に抑える

発生時の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の
生活の再開を図るとともに再発の防止を図る

事後の危機管理

■学校安全の三領域

生活安全 →日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全 →様々な交通場面における危険と安全

災害安全 →地震、津波、火山活動、風水（雪）害等や火災、原子力災害

今後想定される新たな危機事象→学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生等
(国民保護の観点)

新学習指導要領における国民保護に関する記載（一部抜粋）

【小学校学習指導要領（平成29年3月告示第63号）】

第1章総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1)～(2)略

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、**安全に関する指導**及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動科目及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【小学校学習指導要領解説（抄）】

第3章教育課程の編成及び実施

第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

(3) 健やかな体

(略)

また、**安全に関する指導においては**、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、**国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付ける**ようにすることが重要である。

(略)

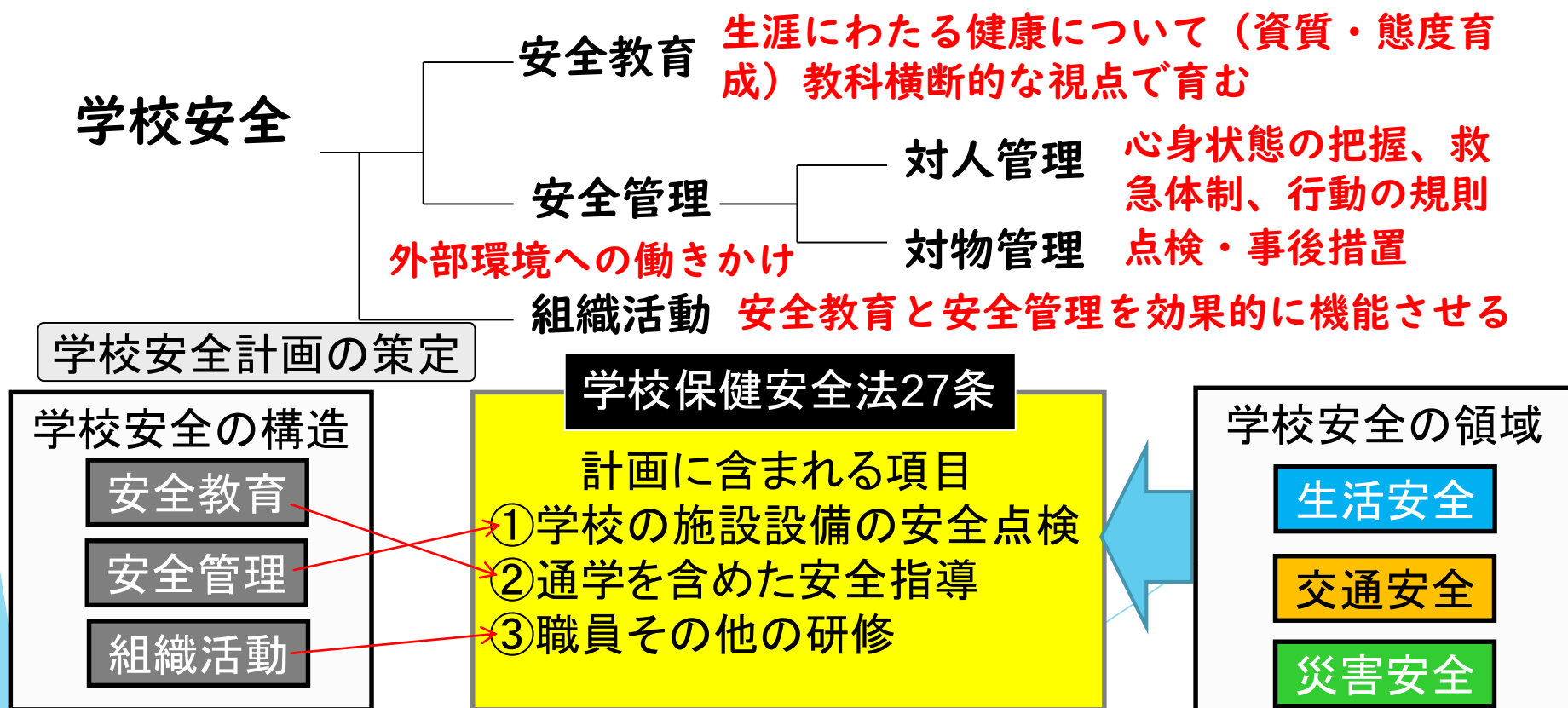
中学校も同様に記載

学校安全の意義（考え方とその内容）

▶ 学校安全の領域（学校安全の種類）

- ・ 生活安全
- ・ 交通安全
- ・ 災害安全

▶ 学校安全活動の構造（学校が行う活動内容）



学校における安全の取組

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている



学校安全計画 (学校保健安全法第27条)



安全教育

組織活動

安全管理

- ・保健体育科、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動や個別指導等における安全に関する指導 等



校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携
(学校保健安全法第30条)



- ・安全点検の実施
(学習環境の安全点検、避難経路の確認等)
- ・危険等発生時対処要領の作成と訓練の実施 (学校保健安全法第29条)
(各種災害における安全措置、不審者侵入時の対応等) 等

○学校安全に関する学校の設置者の責務 (学校保健安全法第26条)
→学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確化。

○学校環境の安全の確保 (学校保健安全法第28条)
→学校の施設・設備について、児童生徒等の安全確保の観点から支障がある場合に、校長等が遅滞なくその改善のための措置を講ずることを規定。

学校安全に係る各領域

生活安全→ 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全→ 様々な交通場面における危険と安全

災害安全→ 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

今後想定される新たな危機事象→ 学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生・ミサイルの発射等

平成30年

○学校保健安全法の施行

(H21.4)

- ・ 学校安全計画の策定
- ・ 危機管理マニュアルの策定 等

安全管理・組織活動

子供たちの命を守るために



学校の危機管理マニュアル
作成の手引



文部科学省

平成31年

○学習指導要領の改訂

(H30～高等学校)

第1章 総則

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を…特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び…生涯を通じて健康安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

安全教育



「生きる力」をはぐくむ
学校での安全教育

文部科学省

第3次学校安全の推進に関する計画について

作成のポイント

○本計画は、学校保健安全法に基づき、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画として、**学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す計画を作成**

○安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒にいかなる状況でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために**自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図る**ことが重要

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを**見直すサイクルを構築**し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、**子供の視点を加えた**安全対策を推進する
- 全ての学校における**実践的・実効的**な安全教育を推進する。
- 地域の災害リスク**を踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する。
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し**学校安全「見える化」**する。
- 学校安全に関する意識の向上を図る（**学校における安全文化の醸成**）

5つの推進方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進
2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
3. 学校における安全に関する教育の充実
4. 学校における安全管理の取組の充実
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

学校安全のポイント

学校における安全教育（学習指導要領の改訂への対応）

○教科横断的なカリキュラム・マネジメントの確立

安全に関する資質・能力を明確化し、学校教育活動全体を通じた教材等横断的なカリキュラム・マネジメントの確立を通じ、地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが重要

○安全教育の進め方

「学校安全計画」を全教職員が理解し、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるよう、様々な手法を適宜取り入れることが重要。実施後は、安全教育の取組状況を把握・検証し、改善につなげていくことが必要。

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育の活用

「学校事故対応に関する指針」を踏まえた対応

○学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

震災や豪雨等の自然災害の状況、交通事故や犯罪等の社会的な情勢の変化など、新たな課題や学校における活動中の事故や登校中における事件・事故に巻き込まれる事案やスマートフォンやSNSの利用を巡るトラブルなど従来想定されなかった新たな危機事象の発生に対応するための学校安全資料。

○「学校事故対応に関する指針」に係る対応

「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故等発生時の組織的かつ的確な対応、調査・報告・再発防止等の適切な事後対応や児童生徒等への心のケアを実施することが必要。

学校における安全管理

○安全管理の考え方

「学校安全計画」に基づいて、安全教育と安全管理を一体的に活動を展開することが重要。

○新たな危機事象への対応

これまでの危機対応及び災害発生時の対応に加え、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害、テロ、弾道ミサイル発射等の**国民保護に関する新たな危機事象**への対応を念頭に、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じ、常に最新の状況にしておくことが重要。

○幼稚園、特別支援学校等における留意点

幼児の発達の特性や各園の特徴、障害の特性等に応じた留意が必要。

安全教育と安全管理における組織活動

○学校における体制整備

管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、全ての教職員が一体となって取り組むことが重要。

全ての教職員が、各キャリアステージにおいて、必要な資質・能力を身に付けることが必要。

○学校・家庭・関係機関等の連携

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関等との連携が不可欠。

安全主任の役割

- 学校安全計画の策定（取りまとめ）→活用→評価
 - 1.策定手順 2.関係者への配付 3.月毎の重点→振返り
- 危機管理マニュアルの策定→活用→見直し
 - 1.様々な事故・災害を想定 2.訓練との連動
- 学校安全に関する校内体制の整備
 - 教職員の役割分担と責任の明確化
- 教職員の危機管理意識の向上
 - 安全に関する情報や話題を絶えず提供する
 - 日常的、定期的に、機会を捉えて、意図的に情報交換することが大切
- 児童生徒等への安全教育の充実
 - 適切な意志決定や行動選択 → 環境改善 → 安全安心な学校づくり
- 教職員に対する研修の実施
 - 課題を踏まえた研修（全体の職員を巻き込んで短時間の意見交換含む）
- 地域や関係機関との連携
 - 学校だけではなく、保護者、関係機関等と連携・協働を図る

教職員の役割と校内の協力体制

安全教育・安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付け、学校安全の活動を効果的に進めていくことが重要

→ 学校安全の中核となる教職員を校務分掌、校内規定の中で明らかにし、役割と責任を明確化した上で、学校安全を推進する校内体制を整備していくことが必要

危機管理マニュアルの策定と見直し

緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなどの必要な方策の具体的内容と実施体制を**危機管理マニュアルとして定め**、教職員への周知を徹底していくことが必要

教職員の危機管理意識の向上（話合いの推進）

学校安全の中核となる教職員等が、安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、定期的に、あらゆる場と機会を活用して、意図的に話合いを進めることが必要

教職員に対する研修の実施

すべての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるため、各学校において、**学校安全計画に校内研修等を位置付け**、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した**校内研修**を行うことが必要

etc) 防災避難訓練、防犯避難訓練、AEDを含む心肺蘇生、心のケア

学校安全計画(例)

*教育委員会HPに記載あり

令和〇年度学校安全計画(小学校)

※学級活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導

〇〇〇立 △△△小学校

項目		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時に安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	乗り物の乗り降り気に付けよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
安全	生活	・地域めぐり時の交通安全	・野外観察時の交通安全 ・移植べら、スコップの使い方	・公園までの交通安全	・虫探し、まち探検時の交通安全	・はさみの使い方	・たけひご、つまようじの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、スチーパーの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な遊び方	・移植ごての使い方
	理科	・野外観察時の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の扱い方
	社会							関東大震災(6年)		私たちの国土(台風)(5年)		くらしを守る(災害が起きて)(3・4年)
	図工	・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、くぎ抜きなどの使い方	・木づち、ゴム、電動こ、ニスの使い方	・作品の安全な操作	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜きの使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な使い方
	体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動時の安全	・用具操作の安全	・けがの防止(保護)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
総合的な学習の時間		「〇〇大好き～町たんけん」(3年)、「交通安全ポスターづくり」(4年)、「安全マップづくり」(5年)、「社会の一員として活動しよう」(6年)										
教育	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練への参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雪の危険	◎校庭や屋上の使用のきまり ●運動時の約束	◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしもの約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがをしないために
	中学年	●通学路の確認 ●誘拐の起こる場所 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室(3年)	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人々たち	●夏休みの安全な過ごし方 ◎自転車乗車時のきまり ●落雪の危険	◎運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の使用のきまり	◎車内での安全な過ごし方 ◎校庭・遊具の安全な遊び方	●安全な登下校 ◎校庭や屋上の使用のきまり	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休みの安全な過ごし方	●「おかしもの約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関するある道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
	高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●交通安全から身を守る ◎身の回りの犯罪 ●安全な委員会活動	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ◎交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣水泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室(4、5、6年)	●自転車の点検と整備の仕方 ●夏休みの事故と防止策 ●落雪の危険	●運動時の事故とけが ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策	◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	●安全な登下校 ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休み中の事故やけが	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
	児童会活動	・1年生を迎える会 ・クラブ活動・委員会活動開始			・児童集会				・児童集会			
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動	・防犯避難訓練 ・運動会・遠足	・自然教室 ・プール開き		・防災引き取り訓練 ・秋の交通安全運動 ・防災避難訓練(地震)	・地区運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災)		・学校安全集会	・卒業式	
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設・遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確保 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上で安全な過ごし方	・校外学習時の道路の歩き方 ・電車、バスの安全な待ち方と乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
	対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む)	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	・駅、バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検、整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
学校安全に関する組織活動(研修含む)		・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修(PTA含む)	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・防災に関する研修(訓練時)	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議 ・防災に関する研修(訓練時)	・年末年始の交通安全運動の啓発 ・応急手当(止血等)	・地域パトロール	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・校内事故発生状況と安全措置に関する研修

学校安全計画

PLAN

学校安全計画の作成

ACTION

学校安全計画の改善・見直し

DO

計画に基づく学校安全活動の実施

CHECK

活動内容についての評価 ◇学校評価や教職員による評価

令和○年度学校安全計画(高等学校)				○○○立 △△△高等学校			
項目	4	5	※ホームルーム	11	12	1	2
月の重点	安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の安全	安全な行動	事故・災害の防止	安全な通学	事故原因と対策
地理歴史・公民	(現)青年期の課題	(地)世界の地形・気候	(現)現代社会	(現)地方自治と住民参加	(現)公害の防止と環境保全 (地)地球の内部・大気・海洋に関する正しい理解	(現)公害問題 (地)居住・都市問題	(倫)現代に生きる人間と自然観と人間関係
理科	・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・観察、実験における一般的な注意及び危険防止の注意	(物)摩擦力、運動等により車の安全運転の理解	(化)酸化物の取り扱いと応用	(物)電気器具の取扱いの注意	(化)物質の変化、化学反応(反応熱、酸、塩基についての正しい理解)	(生)環境と生物についての正しい理解
保健体育	・体育施設 ・用具の安全点検	・(保)交通安全	・(保)体育館、グラウンド使用(転倒防止) ・(保)応急手当	・(保)健康と運動 ・体育大会の準備 ・体育大会の事故防止	・体力	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全 ・体育施設・用具の安全点検	・(保)職業と健康
総合的な学習の時間(防災)	＜学習活動＞ ・新聞・ポスター・パンフレット作成、阪神淡路大震災について、ボランティア活動体験、地域ハザードマップ作成	＜学習活動＞ ・新聞・ポスター・パンフレット作成、阪神淡路大震災について、ボランティア活動体験、地域ハザードマップ作成	＜学習活動＞ ・新聞・ポスター・パンフレット作成、阪神淡路大震災について、ボランティア活動体験、地域ハザードマップ作成	＜学習活動＞ ・新聞・ポスター・パンフレット作成、阪神淡路大震災について、ボランティア活動体験、地域ハザードマップ作成	＜学習活動＞ ・新聞・ポスター・パンフレット作成、阪神淡路大震災について、ボランティア活動体験、地域ハザードマップ作成	＜学習活動＞ ・新聞・ポスター・パンフレット作成、阪神淡路大震災について、ボランティア活動体験、地域ハザードマップ作成	＜学習活動＞ ・新聞・ポスター・パンフレット作成、阪神淡路大震災について、ボランティア活動体験、地域ハザードマップ作成
安全	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	・地震災害対策 ●歩行者の安全と交通環境 ●通学路の安全	・事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全	・幼児と老人の行動 ●危険の予測 ●地域の安全	・幼児と老人の行動 ●危険の予測 ●地域の安全
教育	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	・地震災害対策 ●交通事故の対応と応急手当 ●通学路の安全	・事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全 ●地域の安全活動	・家庭学習 ●規律正しい生活	・家庭学習 ●規律正しい生活
育	・入学式 ・始業式 ・春の交通安全指導 ・定期健康診断 ・歓迎遠足 ・1年生(オリエンテーション) ・部活動年間計画作成	・学校保健安全委員会 ・遠足安全指導 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・3年生(生徒指導) ・高校総体壮行会	・防災避難訓練「火災」 ・高校総体保健委員会 ・2年生(女子生徒指導) ・夏休みの諸注意	・始業式 ・防災避難訓練 (防犯教室も実施) ・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室 ・校内マラソン大会 ・防災避難訓練「火災」 ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式 ・学校保健委員会 ・1、2年生(集会) ・校内意見発表	・始業式 ・学校保健委員会 ・1、2年生(集会) ・校内意見発表
個別指導	・自転車、バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導	・第2回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の手続き ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入社前指導
部活動	・新入部員オリエンテーション	・用具の点検・整備	・部活動の安全確認	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当の実施
安全管理	・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・救急体制の確立 ・登下校指導 ・安全計画の設定 ・下宿、アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・水泳指導健康診断 ・梅雨期の健康管理 ・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底 ・食中毒防止	・文化祭の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底	・文化祭の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底	・文化祭の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底	・文化祭の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底

学校安全計画の明記とマニュアル等の見直し

安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方
	対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む)	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検
学校安全に関する組織活動(研修含む)		・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修(PTA含む)	・地域パトロール

○職員研修を設定するだけでなく、避難訓練や安全講話などの学校行事に合わせて、事前の打ち合わせ等の際に実施要項とともに自校の危機管理マニュアルを活用して職員会議や朝会で職員共通理解を行うことで職員研修と置き換える。

○事後の見直し・改善として、実施後の職員アンケートで見直しを図る。

2. 実際の現場での対応

1. 調査の目的

消費者安全調査委員会は、被害の発生又は拡大の防止を図るため、小中学生が被災した事故等のうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等について、公立の小中学校を中心に調査を実施(以下は訪問した学校において確認された死亡の危険のある設備例)。その結果を取りまとめた報告書が令和5年3月3日に公表された。



写真1 教室の窓際に設置された棚



図1 事故イメージ
(棚に登り窓から転落)



写真2 積み重ねられ固定されていない棚



図2 事故イメージ
(棚の転倒及び落下)

2. 原因

学校の施設又は設備による事故等の主たる原因の一つは、実効性のある安全点検が実施されていないことである。この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないこと及び、担い手の支援が不十分であることの二つが考えられる。

文部科学大臣への意見

1. 安全点検の改善

(1) 安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検に関する手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検に関する担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

2. 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故が発生する可能性のある箇所(転落の危険のある窓や固定されずに積み重ねられたロッカー等)の点検を依頼し、その結果について把握・検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することも依頼すること。

① 窓際の設置物に係る対応について

【発生する可能性のある事故】

棚にあがり窓の開閉や清掃等を行う、カーテンが閉じられている状態で窓が開いていることに気づかず寄りかかる等による**転落事故**

【リスクの見積もり】

- ・階層によっては転落の際に死亡に至る可能性があり「**致命的**」
- ・窓の操作は日常的なものであり、発生可能性は「**比較的高い**」

(消費者安全調査委員会(令和5年3月)の指摘より)



【必要な対策】

※リスクの高さから「(暫定)管理的対策」のみの実施は十分ではないと指摘されています。

このことを踏まえ、(1)や(2)について、対策方針(いつまでに何をするか)を立てていただくようお願いします。

(1)設計段階における措置

- ・棚等の設置物の撤去
- ・危険源の除去
- (窓を全開できないようにする等)

(2)工学的対策

- ・手すり、転落防止ネットの設置
- ・進入防止措置

(暫定)管理的対策

- ・窓からの転落防止に係る安全教育
- ・注意標識掲示

(暫定)管理的対策のみとならないよう、(1)(2)の対策方針を立てていただくようお願いします

● 対策の例(該当する設置物・窓について) ●



開放防止
ストッパーの設置



鍵付きクレセント
の設置



撤去不可な設置物への掲示

掲示は暫定的な措置とし
(1)や(2)による
対策方針を立てて
いただくようお願いします



窓付近への
進入防止措置



窓への手すり
の設置

② 固定されていない積み重ねられた棚に係る対応について

【発生する可能性のある事故】

棚に触れた際や地震等により積まれた棚が転倒・落下し、子供を**押しつぶす事故**、棚が倒れてきた勢いで子供が**後方に転倒する事故**

【リスクの見積もり】

- ・頭部の損傷により死亡にいたる可能性があり「**致命的**」
- ・棚の操作は日常的なものであり、発生可能性は「**極めて高い**」

(消費者安全調査委員会(令和5年3月)の指摘より)



【必要な対策】

※リスクの高さから「(暫定)管理的対策」のみの実施は十分ではないと指摘されています。

このことを踏まえ、**(1)や(2)について、対策方針(いつまでに何をするか)を立てていただくようお願いします。**

(1)設計段階における措置

- ・固定されていない積み重ねられた棚をおろす

(2)工学的対策

- ・棚を床や壁に固定する
- ・積み重ねる棚は連結固定が可能なものとする

(暫定)管理的対策

- ・子供への使い方の指導

(暫定)管理的対策のみとならないよう、(1)(2)の対策方針を立てていただくようお願いします

● 対策の例 ●



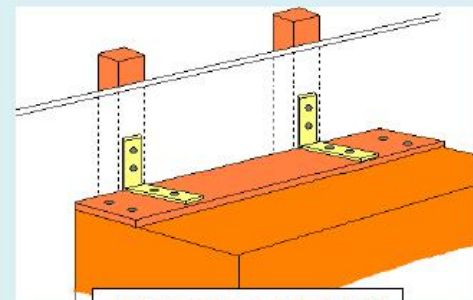
固定されていない積み重ねられた棚等を除去する



棚同士の連結による固定の例



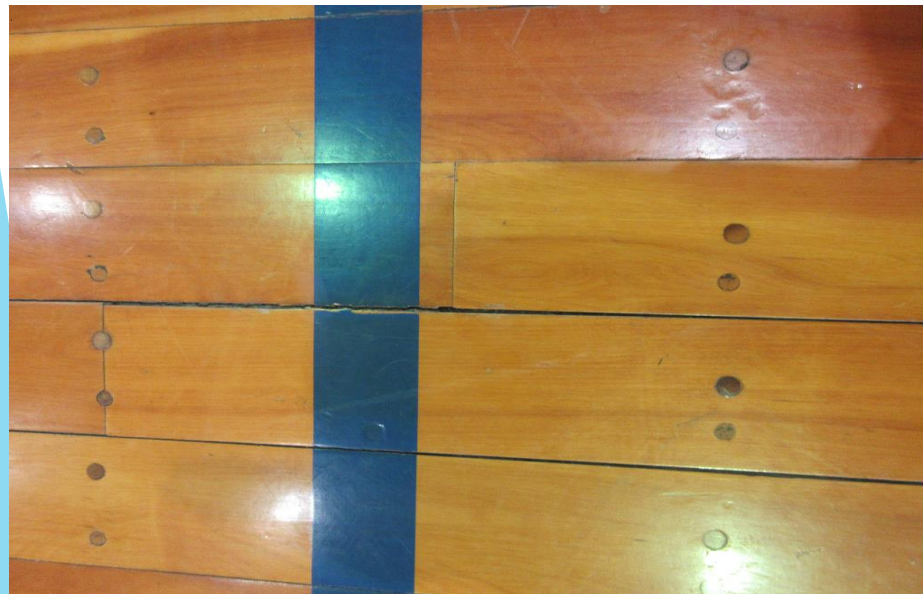
棚の下部を固定した例



L字型金具による固定の例



学校内の安全管理



学校内の安全管理



東京 立川 小学校で児童の母親の知人2人が暴れ 教職員5人けが



立川市の小学校の校舎内で男2人が暴れ、教職員5人がけがをしました。暴れたのはこの学校に通う児童の母親に呼ばれて来た知人で、警視庁が詳しい経緯を調べています。

警視庁などによりますと、40代と20代の男2人が2階の教室に入って担任の教諭に暴行を加えたり、酒の瓶を床に投げつけたりしたあと、1階の職員室の前まで移動しガラスを割ったということです。

2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりがちですので、注意しましょう。

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

不審者侵入防止のための3段階の観点

段 階	具体的な方策(例)
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定 フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - ・ 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - ・ 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - ・ 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - ・ 来訪者向け案内・誘導
 - ・ 来訪者受付の手順(名簿作成等)
 - ・ 来訪者の識別方法(名札等)
 - ・ 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動

危機管理マニュアル

(公印省略)

健体第30010-5号

令和7年5月9日

各市町村教育委員会
学校安全主管課長 様

群馬県教育委員会事務局
健康体育課長 山田 知利

不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について

日頃より児童生徒の安全確保につきまして、御尽力いただきありがとうございます。

さて、昨日、東京都立川市の小学校に不審者が侵入し、教職員に危害を加えるという事件が発生いたしました。

各学校におかれましては、これまでも児童生徒の安全を確保するべく御対応いただいているところですが、引き続き各学校の「危機管理マニュアル」について全教職員で共通理解を図っていただきますとともに、児童生徒等の命を脅かす事件・事故の発生防止に努め、学校の安全確保に万全を期すようお願いいたします。併せて、「危機管理マニュアル」等については適宜見直したり、不審者対応の避難訓練を工夫したりするなど、必要に応じて改善していただきますようお願いいたします。

つきましては、下記資料を参考にし、貴管下学校の教職員に対して不審者への対応等について、正しい理解と発生時の適切な対応について徹底を図るよう御指導の程、お願いいたします。

なお今後、国からの通知が届く可能性がありますので、その際は再度ご連絡いたします。

【参考資料】不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について

(令和5年3月17日付け文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会
学習・安全課 事務連絡より)

・学校の危機管理マニュアルへの不審者侵入防止策の記載内容の確認・実施の徹底

学校への不審者侵入防止については、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底が必要であるとの観点から、①校門、②校門から校舎の入り口まで、③校舎への入り口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じることが有用です。学校においてはこの3段階チェックの観点を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、不審者侵入への対応や防止についてあらかじめ教職員間での意識の共有を図るようお願いいたします。なお、危機管理マニュアルについては、防犯対策のみならず、防災や生活安全の分野も含め、昨今の事例や教訓、学校での訓練や実践等を踏まえながら、必要に応じて随時見直していただくようお願いします。

第5章

熱中症の予防措置 2/3

熱中症予防の体制整備のポイント

- 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針を中心とした熱中症予防の体制整備のポイントを以下にまとめます。

熱中症予防の体制整備のフロー

情報収集・発信方法を検討

- 熱中症に関する情報収集・伝達体制の整備
- ✓ 熱中症警戒アラート等の情報収集及び伝達方法等を整備する。

例、担当教職員が熱中症予防情報サイトに登録したメールアドレスに毎日午後5時にメールが届く。その情報を担当教職員が毎日午後6時に全教職員宛にメール等で共有する。
(注時に限らず、緊急性がある場合には、校内放送等を活用して適宜発信する。)

- 暑さ指数（WBGT）の測定、記録及び教職員への伝達体制の整備
- ✓ 暑さ指数(WBGT)の測定タイミング、測定場所及び伝達方法等を整備する。

例、活動前に活動場所の暑さ指数を測定し、記録を取る。測定結果は校内の誰もが見やすい場所に貼り出す。

運動や各種行事等の内容変更、中止・延期の判断について検討

- 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動・行動の指針を設定
- ✓ 既存の指針を参考に、暑さ指数（WBGT）に応じた運動や各種行事の指針を設定する。

例、暑さ指数31以上で屋外活動を中止、屋内活動は中止または実施形式を変更する。

- 日々の熱中症対策決定のための体制整備
- ✓ 運動や各種行事の内容変更や中止・延期における判断を、誰が、いつ、どのように伝達するかを体制を整備する。
- ✓ 熱中症警戒アラート発表時の対応も予め設定する。

例、行事の開催場所の暑さ指数を確認し、対応を判断する。

体制構築後の対応を検討

- 保護者等への事前説明
- ✓ 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針、熱中症警戒アラートの意味及び熱中症警戒アラート発表時の対応等について保護者に共有する際の担当者、時期、方法を整備する。

例、担当教職員がGW明けに学校だよりに熱中症予防に関する本校の対応等を掲載し、情報を共有する。

- 熱中症予防の体制の見直し
- ✓ 熱中症発生状況、地域や各学校の状況に応じて適宜体制の見直しを図る。

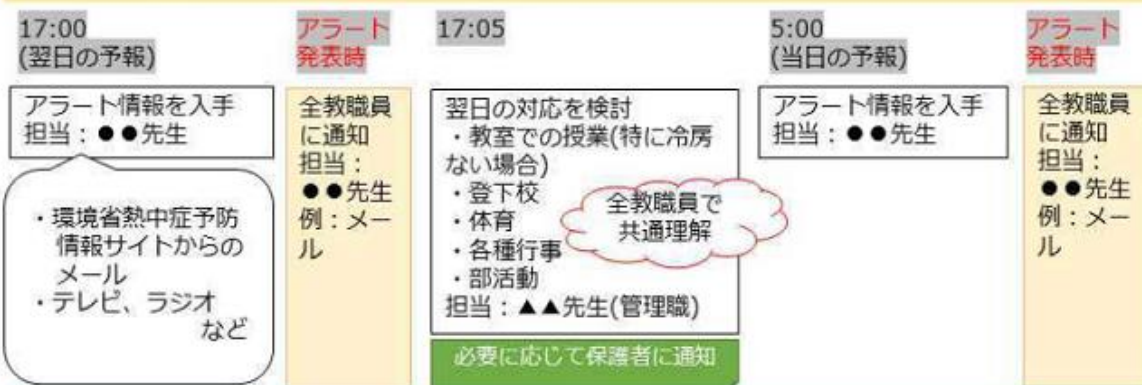
体制整備のポイント

- ✓ 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため講習会を実施する。
- ✓ 学級担任は、児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
- ✓ 近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域や各学校の実情に応じた具体的な予防策を検討する。
- ✓ 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。

熱中症警戒アラート発表時の対応

- 熱中症警戒アラートが発表されたときの対応例を以下に示します、地域や各学校の実情に応じて熱中症警戒アラートへの対応方法を調整してください。

熱中症警戒アラート発表時の対応例



熱中症警戒アラート発表の有・無に関わらず必要な対応例

熱中症予防の基本

アラートが発表されていない場合でも暑さ指数(WBGT)を把握し、対応を決定。8時の測定以降は毎日のルーティンです。



熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, <u>R5:1,232回</u>	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <<u>過去に例のない広域的な危険な暑さを想定</u>>
発表基準	<u>府県予報区等内のいずれか</u>の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が<u>33</u>(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u>において、<u>全ての</u>暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が<u>35</u>(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日 <u>午後5時頃</u> 及び 当日 <u>午前5時頃</u>	前日<u>午後2時頃</u> (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	<u>紫</u> (現行は赤)	<u>黒</u>

補足) R6の運用期間: 4月第4水曜日(24日)～10月第4水曜日(23日) (運用期間外の情報収集も実施予定)

熱中症予防と対策

[発表官署名] 環境省 気象庁

[標題] 群馬県熱中症警戒アラート

[発表時刻] 2023年07月28日 05時00分

群馬県では、今日（28日）は、熱中症の危険性が極めて高い気象状況になることが予測されます。外出はなるべく避け、室内をエアコン等で涼しい環境にして過ごしてください。

また、特別の場合*以外は、運動は行わないようにしてください。身近な場所での暑さ指数を確認していただき、熱中症予防のための行動をとってください。

*特別の場合とは、医師、看護師、熱中症の対応について知識があり一次救命処置が実施できる者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のことです。

<特に実施していただきたいこと>

- ・熱中症搬送者の半数以上は、高齢者（65歳以上）です。身近な高齢者に対し、昼夜問わず、エアコン等を使用するよう声掛けをしましょう。
- ・高齢者のほか、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者などは、熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」です。これらの方々は、こまめな休憩や水分補給（1日あたり1.2Lが目安）を喉が渇く前から、より積極的に、時間を決めて行いましょう。また、外出も控えるようにしましょう。

[今日（28日）予測される日最高暑さ指数（WBGT）]

藤原29、みなかみ31、草津26、沼田32、中之条31、田代25、前橋32、桐生32、上里見32、伊勢崎33、西野牧31、館林32、神流31

全国の代表地点（約840地点）の暑さ指数は、熱中症予防情報サイト（環境省）にて確認できます。個々の地点の暑さ指数は、環境によって大きく異なりますので、独自に測定していただくことをお勧めします。

暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature）は気温、湿度、日射量などから推定する熱中症予防の指数です。

[暑さ指数（WBGT）の目安]

- 31以上：危険
- 28以上31未満：厳重警戒
- 25以上28未満：警戒
- 25未満：注意

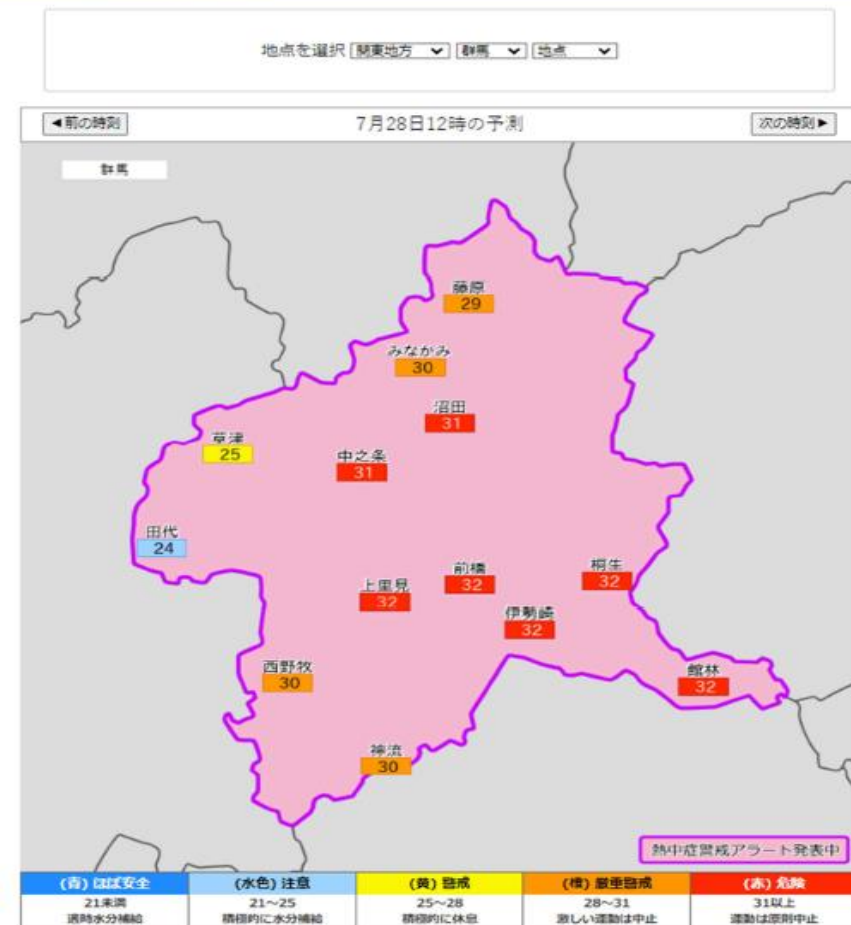
[今日（28日）の予想最高気温]

前橋38度、みなかみ35度

この情報は暑さ指数（WBGT）を33以上と予測したときに発表する情報です。予測対象日の前日17時頃または当日5時頃に発表します。

予測対象日の前日に情報（第1号）を発表した都道府県では、当日の予測が33未満に低下した場合でも5時頃にも情報（第2号）を発表し、熱中症への警戒が緩むことのないように注意を呼びかけます。

暑さ指数(WBGT)地図表示



落雷で搬送の中学生、重体は2人に、 1人の心拍再開も意識は戻らず



奈良市の中学校のグラウンドに落雷があり、中高生の男女6人が搬送された事故で、奈良県総合医療センター（奈良市）は11日、搬送された男子中学生2人が意識不明の重体であると明らかにした。ほか4人は意識があり、命に別条はない。

落雷は10日午後5時50分ごろ発生。6人はサッカー部員らで、現場にいた部の顧問らは「突然雨が強くなり、練習を中断するかどうか判断する前に雷の音が鳴った」と説明している。

学校災害対応マニュアル (落雷・竜巻等突風 編)

平成26年5月
群馬県教育委員会事務局

はじめに

1 本マニュアルの位置付け

本県は、雷の発生する日数が全国的にみて非常に多いことが知られています。また、平成21年7月に館林市、25年においてはみどり市や桐生市など県東部を中心に、複数の竜巻被害も報告されています。

落雷や、突風、降雹（ひょう）等、局地的に短時間で起こるこれらの現象は、発達した積乱雲の近辺で発生しますが、台風や低気圧による風水害とは異なり、場所と時間を特定した予測が難しいため、迅速な状況把握と対応が求められます。

このような状況を踏まえて、県教育委員会では、平成26年5月「学校災害対応マニュアル（落雷・竜巻等突風編）」を策定いたしました。

本マニュアルは、落雷・竜巻等突風を想定した災害対応マニュアルの作成例であり、各市町村、各学校が、地域の特性や学校の実情に応じたマニュアルを作成する際に、活用することを目的として作成したものです。

2 本マニュアルの内容

以上のことから、本マニュアルは以下のようにまとめられています。

① 全体の構成について

・「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)と同様、安全な環境を整備し、自然災害による被害を未然に防ぐための「1. 事前の危機管理」、自然災害発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための「2. 発生時の危機管理」、危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開等を図る「3. 事後の危機管理」の3段階の危機管理として構成

1 事前の危機管理 (備える)

- (1)防災教育
- (2)防災管理
- (3)組織活動

2 発生時の危機管理 (命を守る)

- (1)情報収集
- (2)落雷への対応
- (3)竜巻等突風への対応
- (4)その他

3 事後の危機管理 (立て直す)

- (1)災害対策本部の設置
- (2)被害状況の把握
- (3)被害状況を踏まえた対応
- (4)応急的な教育計画の作成
- (5)避難所運営支援

「群馬県学校災害対応マニュアル(改訂版)」参照

② 「事前の危機管理(備える)」について

・自然災害における事前対応の重要性を踏まえ、学校防災の3つの内容領域(「防災教育」「防災管理」「組織活動」)毎に整理して表記

・教職員の危機管理意識を高めるため、職員研修実施の際に活用できる資料を紹介

③ 「発生時の危機管理(命を守る)」について

・「発達した積乱雲がもたらす風水害」として、「落雷への対応」と「竜巻等突風への対応」の2つの災害について、「情報収集」「具体的対応」「留意点」を例示

・発達した積乱雲がもたらすその他の災害として、「局所的大雨」に対する留意点を記載

④ 「事後の危機管理(立て直す)」について

・災害発生後の具体的な対応として、「災害対策本部の設置」「被害状況の把握」「被害状況を踏まえた対応」「応急的な教育計画の作成」「避難所運営支援」の5項目に整理し例示

⑤ 「付録」及び「参考資料」

・在宅時等においても安全な行動がとれるよう、教職員が児童生徒に指導する際のポイント、及び指導用参考資料を添付

⑥ その他

・「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)と重複する内容については省略
(「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)とセットで活用すること。)

落雷・突風や竜巻への対策

事務連絡
令和7年4月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県・指定都市スポーツ主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
スポーツ庁地域スポーツ課

落雷事故の防止について（依頼）

落雷事故の防止については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、昨年度に続き、令和7年4月10日にも、部活における活動中の落雷事故が発生しています。

については、下記のとおり、落雷事故の防止に係る留意点を改めて示しますので、部活動を含む各学校の備えを改めて確認するとともに、事故の防止について適切な対応をお願いします。

また、児童生徒等が参加する地域クラブ活動においても適切な対応が図られるよう、貴庁内において必要な連携を図っていただくよう、併せてよろしくお願いします。

記

- 屋外での体育活動等において、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。特に、指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意すること。
- 児童生徒等においても、落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう、子供の発達段階等を踏まえつつ指導すること。また、登下校中の対応についても留意すること。
- なお、落雷の兆候やそれに係る対応等としては以下が考えられる。
 - ・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する
 - ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある
 - ・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難するこのほか、[気象庁ウェブサイト](#)において、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「[雷ナウキャスト](#)」などの情報が提供されているので、こうした情報の活用も考えられる。

【参考1】最近の落雷事故の事例

(1)

発生日時：令和7年4月10日 午後6時頃

事件・事故の概要：サッカー部の活動中に落雷に遭い、6名が病院へ搬送、うち1名が心肺停止、2名が意識不明の重体となった

(2)

発生日時：令和6年4月3日 午後2時半頃

事件・事故の概要：サッカー部の活動中に落雷に遭い、18名が病院へ搬送、うち1名が意識不明の重体となった

【参考2】落雷事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について（令和7年3月24日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1418753_00007.html
- 事件・事故情報の共有・注意喚起について（屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故の発生について）（令和6年4月5日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00038.html
- 落雷事故の防止について（依頼）（平成30年7月20日付30初健食第15号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1375858.htm
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai03.pdf>
- 気象庁「全国の警報・注意報」
<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
- 気象庁「雷ナウキャスト」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>

落雷・突風や竜巻への対策



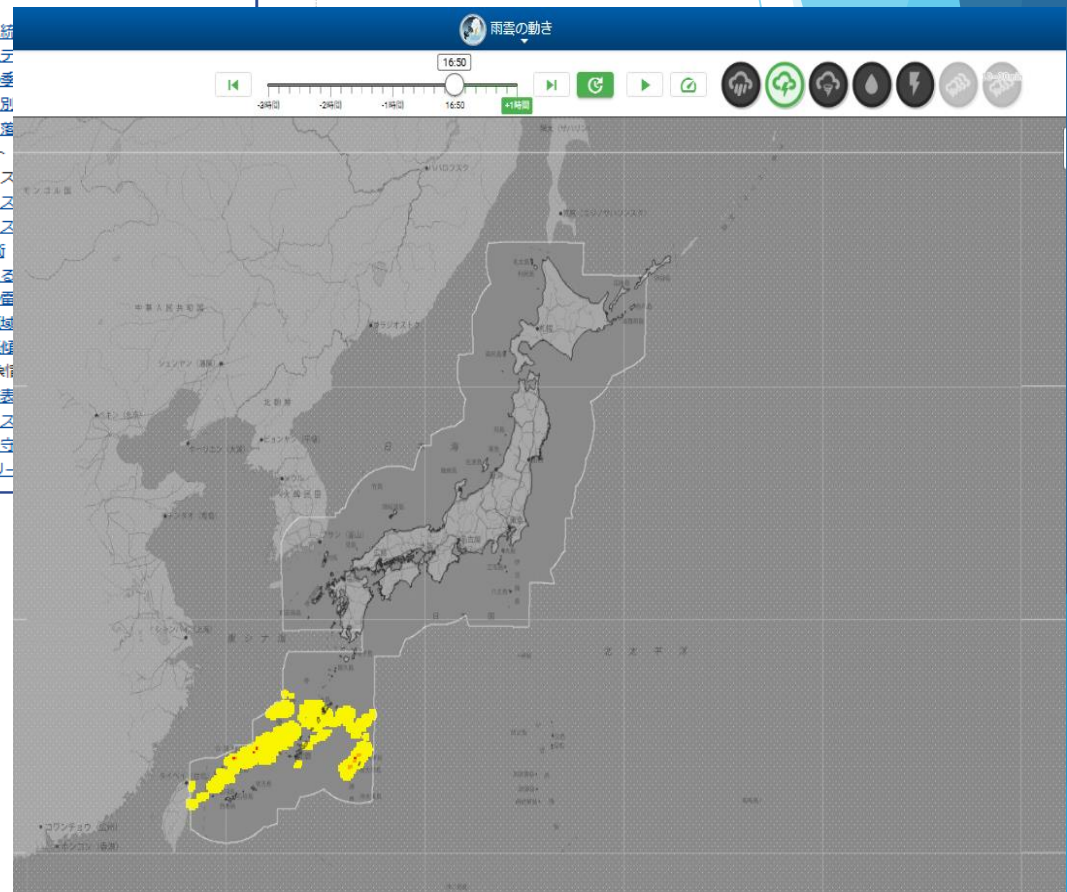
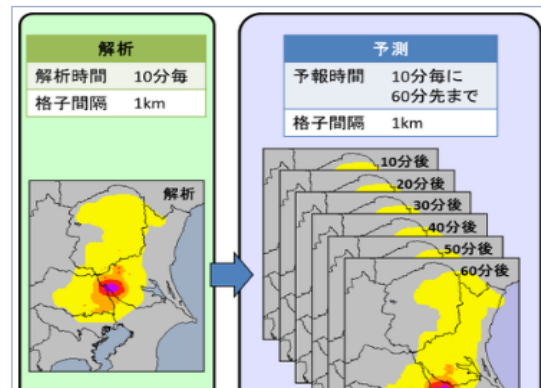
雷ナウキャストとは

雷ナウキャストは、雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後（10分～60分先）までの予測を行うもので、10分毎に更新して提供します。最新のものは、[雷活動度（雷ナウキャスト）](#)で公開しています。

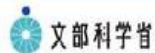
雷の解析は、雷監視システムによる雷放電の検知及びレーダー観測などを基にして活動度1～4で表します。予測については、雷雲の移動方向に移動させるとともに、雷雲の盛衰の傾向も考慮しています。

雷ナウキャストでは、雷監視システムによる雷放電の検知数が多いほど激しい雷（活動度が高い：2～4）としています。雷放電を検知していない場合でも、雨雲の特徴から雷雲を解析（活動度2）するとともに、雷雲が発達する可能性のある領域も解析（活動度1）します。

なお、急に雷雲が発達することもあり、活動度の出ていない地域でも天気の急変には注意する必要があります。



学校安全ポータルサイト



都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

文科省作成資料・取組・事業

今月のニュース

表彰制度

研修会情報

関連情報へのリンク



当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

- 研修会情報
- 文科省作成資料
(危機管理マニュアル作成の手引き等)
- 都道府県等作成資料
(児童生徒等向け教材・教職員向けの資料等)
- 重大事故事例
- 熱中症対策情報 等

What's New 新着情報

4月
8
2024

学校事故対応に関する指針と学校管理下における重大事故事例を更新しました。

『屋外でのサッカー活動中における高校生の管理事故の発生について(令和6年4月5日 事務連絡)』について掲載しました。

**学校安全に関する情報は
「学校安全ポータルサイト」
で検索！！**



こちらのQRコードから
サイトをご覧ください。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>



学校における安全点検要領



学校事故対応に関する指針・事故事例共有

改訂版
令和6年3月



水害に備えた防災教育

マイ・タイムラインの活用について



学校への不審者侵入の防止と対応



Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動(例)



教職員のための学校安全e-ラーニング



キーワードから探す

Google 提供



アクセスランキング



学校事故対応に関する指針【改訂版】

文部科学省作成



学校における安全点検要領

文部科学省作成



学校における安全点検要領【リーフレット版】

文部科学省作成

おわりに、

今後も学校安全への取り組みの充実を

お願いします。